



一般廃棄物処理業許可証

住 所 宇部市大字上宇部2812番地

氏 名 株式会社ヒラタ
代表取締役 新川 勉

令和6年7月3日 付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 6 年 7 月 9 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記



- 1 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物 (し尿及び浄化槽汚泥を除く)
- 2 収集・運搬・処分の別 収集・運搬
- 3 許可する区域 山陽小野田市内
- 4 許可の期間 (自) 令和6年7月23日
(至) 令和8年7月22日
- 5 事業の用に供する施設の状況 収集運搬車両 10 台
- 6 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
 - (2) 山陽小野田市の分別基準に従い可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの分別を徹底すること。
 - (3) 収集運搬車両については収集物の飛散落下防止措置を講ずること。
 - (4) 事業内容の変更等必要事項が生じたときは10日以内に報告すること。
 - (5) 本市環境衛生センターに持込める事業系一般廃棄物は、紙類、木草類、天然繊維くず、厨芥類、厨芥類等との分離が困難なビニール又はプラスチック容器等の混合ごみのみとします。
 - (6) 搬入管理票の排出元やごみの種別については、適正に記載すること。
 - (7) 任意に展開検査を行うので、産業廃棄物や市外の廃棄物の搬入をおこなわないこと。また、再資源化できる紙ごみを可燃ごみとして搬入しないこと。
 - (8) 法定記載事項を満たした帳簿を管理し、毎年閉鎖し、5年間保存すること。



様式第3号の2(第4条関係)

山 環 衛 第 4 3 9 号
令和 7年(2025年) 9月 16日

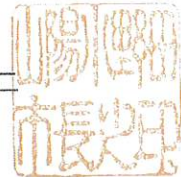
一般廃棄物処理業変更等受理通知書

宇部市大字上宇部2812番地

株式会社ヒラタ

代表取締役 新川 勉 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二



令和7年9月11日 付けで届出のあった一般廃棄物処理業の許可事項の事業変更については、下記のとおり受理したので通知します。

記

許可年月日及び番号	令和6年7月9日	指令第 46 号
-----------	----------	----------

許可証記載事項	収集運搬車両登録数10台を11台に変更
その他事項	車両の変更
	追加車両1台 山口100は6641